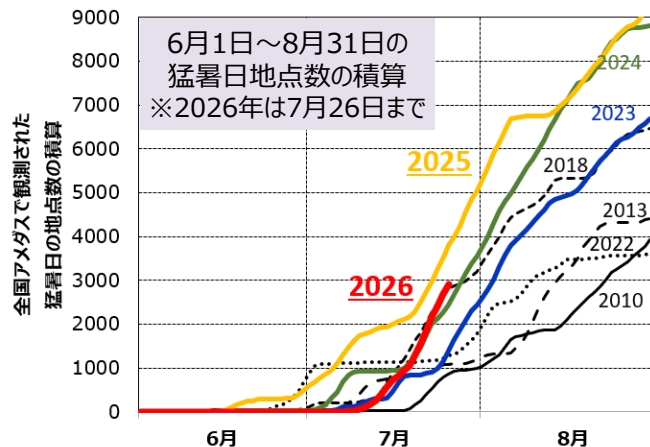
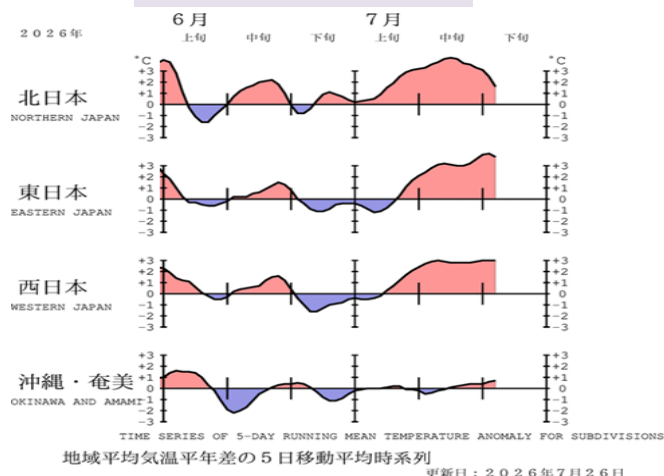

熱中症対策について

令和8年7月31日

今年の夏の気温の状況と見通し

- 7月上旬以降、北・東・西日本では気温が高く、7/21～25は東海地方を中心に酷暑日の所があった（22地点）。
- 6月以降の猛暑日地点数の積算（7/26時点）は2907地点で、比較可能な2010年以降で2025年の次に多い。
- 8月は全国的に気温が高く、前半はかなり高い見込み。猛暑日の所が多く、西日本を中心に酷暑日の可能性もある。

6月以降の気温の経過



2026年（7/26時点）
猛暑日 2907地点
酷暑日 22地点

参考：2025年
猛暑日 3795地点（7/26時点）
酷暑日 30地点（通年）

1か月予報（7月23日発表）

8月1～7日

8月8～21日

	平均気温（2週目） 8/1～8/7	平均気温（3～4週目） 8/8～8/21
北日本	低10 並30 高60% 高い見込み	低20 並30 高50% 高い見込み
東日本	低10 並20 高70% 高い見込み	低10 並40 高50% 高い見込み
西日本	低10 並10 高80% 高い見込み	低10 並40 高50% 高い見込み
沖縄・奄美	低10 並40 高50% 高い見込み	低20 並30 高50% 高い見込み

平均気温（2週目）

北日本
西日本
東日本
沖縄・奄美

低い確率 (%) 50 40 30 20 10 高い確率 (%)

平均気温（3～4週目）

北日本
西日本
東日本
沖縄・奄美

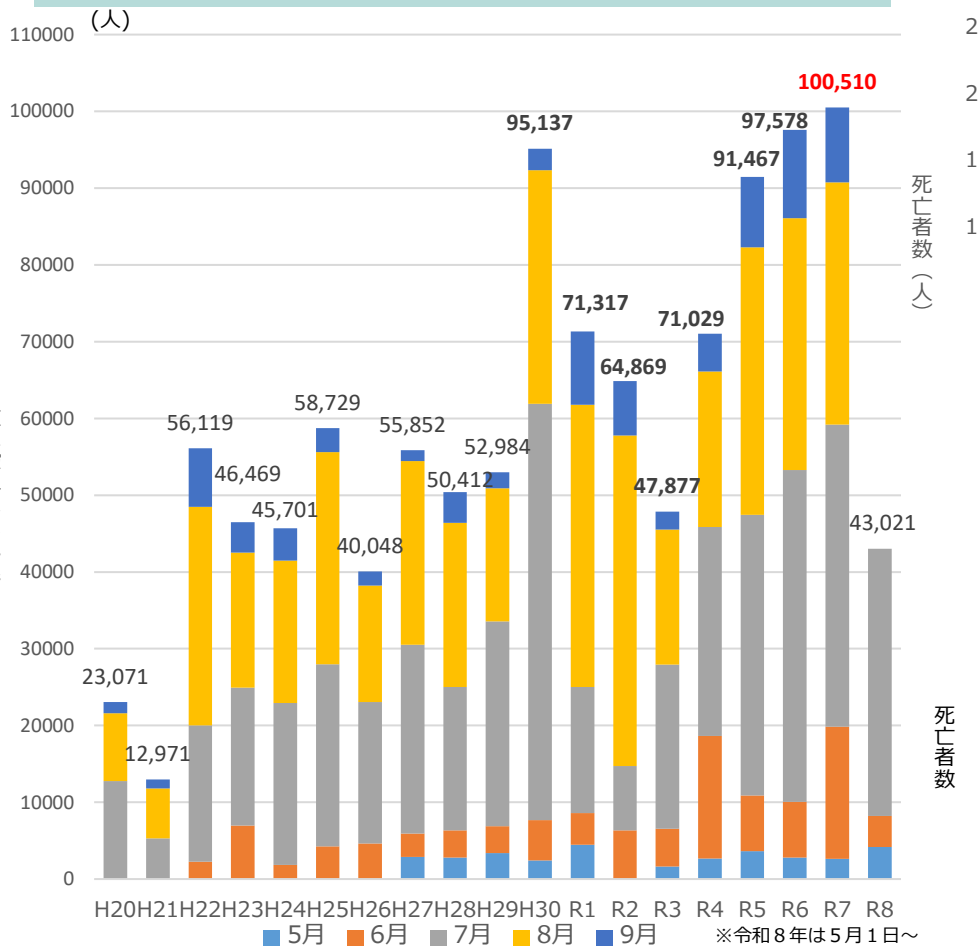
低い確率 (%) 50 40 30 20 10 高い確率 (%)

数値は予想される出現確率
（%）です

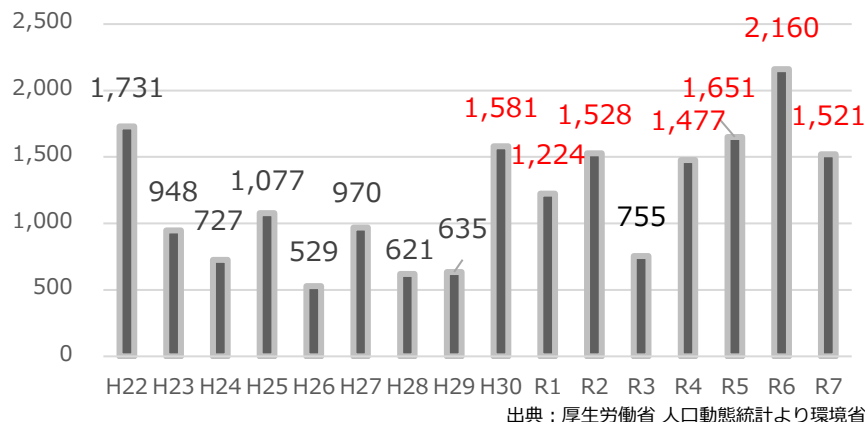
熱中症被害の状況

- 熱中症による救急搬送者数は令和7年に100,510人、死亡者数も令和6年に2,160人となり、過去最高を記録
- 今後、地球温暖化の進行により極端な高温の発生頻度もさらに増加し、熱中症被害がさらに拡大するおそれ

熱中症による救急搬送者数（5～9月）の推移

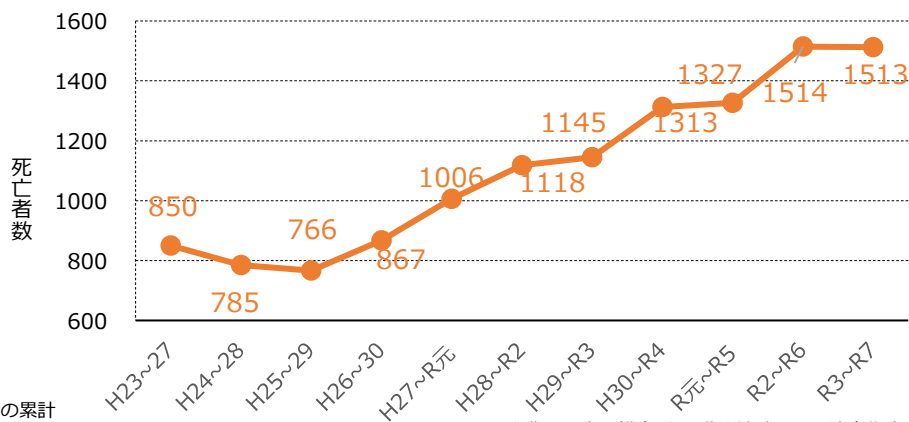


熱中症による死亡者数の推移



死亡者数（5年移動平均）

近年の死亡者（5年移動平均）は1,000人を超え、さらに増加傾向



酷暑を乗り切るための熱中症対策

気候変動・高齢化が進行する中、国民の命と健康を守るため、
熱中症死亡者の8割超を占める**高齢者**はもとより**子供・労働者の熱中症対策を推進**

- は短期の取組
- は中長期の取組

横断的取組（環境省）

- **熱中症特別警戒アラート・警戒アラートの運用**と現場での連動した対策の徹底
- **クーリングシェルターの指定促進**、好事例の展開
- 関係府省庁一体となった**普及啓発・熱中症予防強化キャンペーン**の実施

高齢者を守る取組

独居老人等に対する見守り・声かけの徹底

- 熱中症対策普及団体・地域の福祉関係者等による見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動の更なる強化（内閣府・厚生労働省・環境省）
- 避難所における冷房機器の確保等による良好な避難生活環境の確保（内閣府）
- 地域における孤独・孤立対策担当部局と熱中症担当部局が連携した見守り・声かけの強化（内閣府・環境省）

子供を守る取組

大会・学校・部活動・保育施設等各現場での対策の徹底

- スポーツ大会・イベントにおける開催時期・時間帯の柔軟な設定を含めた熱中症対策の徹底（スポーツ庁）
- 部活動を含めたスポーツ活動における水分・塩分補給、効果的な身体冷却など熱中症対策の徹底（スポーツ庁）
- 教育・保育施設等における熱中症事故の防止を注意喚起（文部科学省等）
- 学校体育館への空調整備を加速（文部科学省）

労働者を守る取組

職場、とりわけ屋外労働者への対策の徹底

- 改正労働安全衛生規則を徹底し、職場での熱中症早期発見の体制整備、重篤化防止措置の徹底（厚生労働省）
- 「夏の熱中症等対策声かけ期間」を新設し、ひとり農作業への対策を徹底（農林水産省）
- 猛暑期間・時間の建設作業回避の徹底（国土交通省）
- スマート農業技術の導入支援、高効率空調機の更新支援（農林水産省・経済産業省）

<国民へのメッセージ発信>

- これらの内容を関係省庁を通じて再度強力に発信するとともに、国民への呼びかけ（命を守る4つのポイント）
 - ①アラート情報の確認 ②こまめな水分・塩分補給
 - ③エアコンの使用またはエアコンのある施設（クーリングシェルター）への退避 ④高齢者等への見守り・声かけ
- 特に、熱中症になりやすい高齢者に対する広報・周知の徹底

以下、参考資料

1. 環境省（P 6～P11）
2. 内閣府（P12～P15）
3. こども家庭庁（P16～P17）
4. 文部科学省（P18～P19）
5. スポーツ庁（P20～P21）
6. 厚生労働省（P22～P25）
7. 農林水産省（P26）
8. 経済産業省（P27）
9. 国土交通省（P28）

- **改正気候変動適応法**が令和6年4月1日に全面施行
- 熱中症対策の一層の強化を図るための取組のうち、令和8年度に実施する主な取組は次のとおり

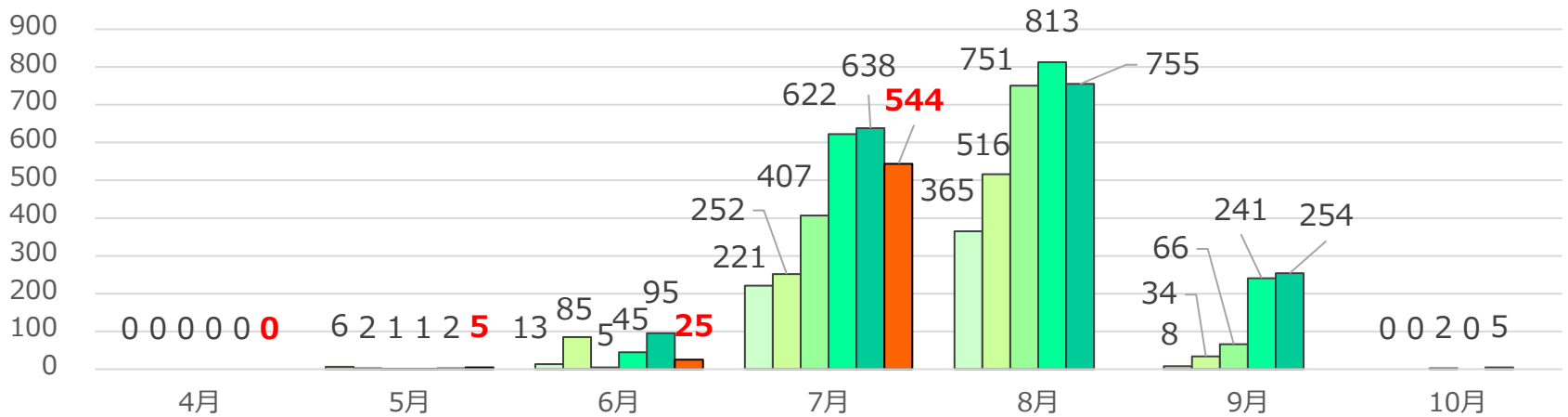
1. 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等の運用

- 4月頃～10月頃にかけて、熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報を運用している。
- **熱中症特別警戒情報は令和6年度に運用開始して以降、発表されたことはないが、熱中症警戒情報は昨年度において、合計111日、54/58地域で、延べ1,749回発表されている。**
- 今年度は、4月22日の運用開始以降、7月29日時点において、既に熱中症警戒情報は延べ574回発表されている。

熱中症特別警戒情報の発表実績

令和6年度に運用開始以降、現在までの間で**熱中症特別警戒情報が発表されたことはない**

熱中症警戒情報の発表実績（令和8年7月29日時点）



	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年※
延べ発表回数	613回	889回	1,232回	1,722回	1,749回	574回※

※ 令和8年度は令和8年4月22日から令和8年7月29日時点までの延べ発表回数を示している。

2. 市区町村における指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定を支援

- 令和6年4月に改正した気候変動適応法に基づき、市町村長は、その市町村内の一定の要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設（通称：**クーリングシェルター**）として指定することができる。
- 指定されたクーリングシェルターは、熱中症特別警戒情報発表時には、当該施設の管理者により、あらかじめ定められた開放日時等において住民等に開放されることとなる。
- 令和6年4月に位置づけられて以降、クーリングシェルターの施設数及び指定を行っている市区町村数は増加傾向にある。

クーリングシェルターの概要

施設の要件（気候変動適応法第21条第1項各号及び気候変動適応法施行規則第4条）

- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること
- ③ 住民等の滞在場所について必要かつ適切な空間を確保すること

クーリングシェルターの施設数及び指定している自治体数の推移

	令和6年	令和7年	令和8年7月時点
クーリングシェルター 施設数※ (施設)	12,860	23,311	27,080施設
	令和6年	令和7年	令和8年7月時点
クーリングシェルター 指定市区町村数※ (団体)	787	1,182	1,255自治体

クーリングシェルターのマーク



※ 2024年の値は、令和6年7月2日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ報告を受けた情報から作成。2025年の値は、令和7年5月30日事務連絡「指定暑熱避難施設等の設置状況に関する情報提供について（周知依頼）」に基づき、環境省へ10月20日までに報告を受けた情報から作成。2026年のクーリングシェルター指定市区町村数・施設数及びクーリングシェルター又は暑さをしのぐための施設開設市区町村数は2026年7月17日時点の値を記載している。

3. 自治体の取組（暑さ指数に応じた対応指針の整備）を支援

- 独立行政法人環境再生保全機構と協力し、自治体における熱中症対策が普及するよう、自治体における熱中症対策の支援や、研修等を通じた**好事例や先進的な事例の横展開**等を実施している。

自治体の取組事例（奈良県奈良市における暑さ指数に応じた施設利用・イベント実施に対する対応）

- 例えば、奈良県奈良市において、奈良市内2箇所（奈良・針）の観測地点で、翌日のWBGT予測値「35」が出た場合、
・周辺地域の学校・バンビーホーム※1・保育園・幼稚園・こども園における臨時休業や、
・屋外の公共施設利用・屋外イベントの原則中止を決定している
- また、さらに早い段階から現実的な対策を講じるため、上記2地点いずれかで14時時点に発表される翌日のWBGT予測値（最高値）が「31」「33」「35」に達した場合に、その周辺地域に対し以下の対応を行っている。

暑さ指数31以上の熱中症予防方針（学校・バンビーホーム・保育園・幼稚園・こども園以外）

暑さ指数	危険度	公共施設		イベント	
		屋内※2	屋外	屋内	屋外
35以上	過去に例のない危険な暑さ	使用可能 原則、外出しないように注意喚起	使用中止 (原則)	暑さ対策が困難な場合、市主催は原則中止 市以外主催は中止を求める※2	市主催は原則中止 市以外主催は中止を求める
33以上	熱中症による健康被害のおそれ	使用可能 原則、外出しないように注意喚起	使用中止 (要請)	暑さ対策が困難な場合、市主催は原則中止 市以外主催は中止を求める※2	暑さ対策が困難な場合、市主催は原則中止 市以外主催は中止を求める※2
31以上	高齢者は安静状態でも熱中症発生のおそれ	使用可能 注意喚起	使用可能 (注意喚起)	主催者や参加者に対し注意喚起	主催者や参加者に対し注意喚起

※1 バンビーホーム：放課後児童クラブのこと。児童館はその機能上、バンビーホームと同様の対応とする。

※2 開催する場合、市から熱中症予防の指導等を徹底し、必要に応じ説明を求める。

※3 エアコン等の暑さ対策設備がない場合は、屋外施設と同様の対応とする。

4. 高齢者等に対する新規技術を用いた実現可能性調査の実施

- 熱中症死亡者のうち8割以上が高齢者である。また、その多くが屋内で死亡しており、**屋内死亡者のうち、約8割がエアコンを適切に使用していなかった**という報告もあることから、従前の取組の強化に加え、直接的な見守り・声かけ等といったアウトリーチの強化が重要である。
- 一方で、アウトリーチの強化にあたっては、担い手不足等が課題として挙げられている。こうした課題を解消するため、新規技術等を活用した高齢者等へのアウトリーチの強化に関して実現可能性調査を本年6月末に開始したところ。

実現可能性調査の概要

- 65歳以上の高齢者60～70名程度を対象に、新規技術を用いた実現可能性調査を開始したところ。

4月

10月

熱中症警戒アラート等運用期間

調査実施期間

6月末

9月頃（予定）

調査対象の新規技術（イメージ）

ウェアラブルデバイス



室温センサー



- 実証中の新規技術：
 - ・ウェアラブルデバイスを用いた、推定深部体温の変化に応じた通知システム
 - ・室温センサーを用いた、室内気温に応じた通知システム
 - ・室温センサーを用いた、室内気温に応じた自動エアコン起動システム
- 調査項目
 - ・ウェアラブルデバイスや、室温センサーからの通知や自動エアコン起動システムが、高齢者に無理なく導入可能か
 - ・ウェアラブルデバイスや、室温センサーからの通知が、エアコンの適切な使用等の熱中症予防行動につながるか
 - ・室温に応じてエアコンが自動で作動することで、室温が低下し、熱中症リスクが低下するか

等

5. 普及啓発の取組

- ◆ 『熱中症予防強化キャンペーン』の一環として、関係府省庁や関係機関が一体となり普及啓発を強化し、国民の意識を高めることが重要。
- ◆ 関係府省庁や民間企業等にも協力を募り、効果的な発信を行う。

環境省公式SNSによる情報発信

環境省では公式XやFacebook、LINEアカウントから熱中症の情報を発信。

<登録者数（7月1日時点）>

X : 約35万人

Facebook : 約1万人

LINE : 約56万人

（LINEは熱中症関連のみの発信）

○ 熱中症関連府省庁と連携し、随時情報発信

大型ビジョンを活用した情報発信

原宿表参道ビジョン等の全国21箇所の大型ビジョンにおいて、当該地域の暑さ指数情報を放映。

（7/1～8/31）



<※写真は令和7年度のもの>

動画作成・活用

ペンギンさんによる
熱中症講座。
（ショート動画）



15秒、30秒、60秒
の各テーマ別の動
画を作成し、情報
発信。



◆ 企業・団体と連携した普及啓発

鉄道事業者によるポスター掲示

主要駅において、ポスターを掲示し、利用者に対して熱中症対策に関する情報発信を実施。

(7月中旬～9月末)

- R6：全国42箇所
- R7：全国59箇所
- R8：全国66箇所（うち、25箇所はデジタルサイネージ）



※写真は令和7年度のもの

熱中症予防イベント出席

マラソンイベントにてブース出展



熱中症関連イベントにおいて講演会を実施



企業・団体との連携

日本サッカー協会と連携し動画を作成・活用。気候変動における情報を提供



ラジオ・テレビCMを通じた普及啓発

高齢者をはじめとした幅広い層に情報を届けることができるラジオ・テレビにおいて、熱中症対策に関する情報等を発信。



※映像はイメージ
8月放送予定

熱中症予防広報大使

そらジロー及び気象予報士の木原実さんを熱中症予防広報大使に任命。



各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣) 高市 早苗

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

(中略)

⑫避難所等の確保

災害時又は災害が発生するおそれがある場合、想定される避難者を受け入れることができるよう、指定避難所及び協定・届出避難所の確保に加え、車中泊避難用駐車場及びホテル・旅館等と協定を締結するなど、平時から避難所等の確保に努めること。

また、良好な避難生活環境の確保に当たり、トイレ、パーティションテント、温かい食事、ベッド、入浴等は避難者の健康を守り、尊厳ある生活を営むために重要であることから、避難所の運営に当たっては、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を御参照されたい。特にトイレ、パーティションテント、温かい食事、ベッド、暑さ・寒さ対策のための冷暖房機器等は避難所開設当初から確保すること。

併せて、家庭動物と同行避難する避難者及び家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の受入れ方法について住民に周知を図ること。

(後略)

地域未来交付金(地域防災緊急整備型)

概要	避難生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援 【主な資機材の例】 ○ 暑さ・寒さ対策…スポットクーラー、暖房器具 等 ○ 快適なトイレ環境 … トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等 ○ 温かい食事や多様なメニュー … キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等 ○ プライバシー確保、ベッド … テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等 ○ 入浴環境 … シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等
交付上限	補助率：1/2 交付上限(国費)：都道府県 6,000万円 指定都市・中核市・中枢中核都市 5,000万円 市区町村 4,000万円

(採択結果)

- 事業件数 747件(都道府県38件、市区町村等709件)
- 額(国費) 105億円(都道府県17億円、市区町村等88億円)

事業種別	事業数	品目	整備数
暑さ・寒さ対策	293件	スポットクーラー(冷暖房兼用機器を含む)	4.6千台
		暖房器具(暖房機能のみの機器)	2.8千台
(T)トイレ環境の整備	317件	トイレカー(トレーラー・コンテナ含む)	111台
(K)食事環境の整備	82件	キッチンカー(トレーラー・コンテナ含む)	15台
(B)就寝環境の整備	448件	トレーラーハウス・ムービングハウス・キャンピングカー 等	7台
		簡易ベッド(段ボールベッド・エアベッド等)	20.3万個
		パーティション(テント含む)	11.8万帳
(B)入浴環境の整備	37件	シャワーカー(トレーラー・コンテナ含む)	5台
		水循環シャワー	59基

※ 重複計上あり

※ 主なもの

◆ 都道府県及び市町村への熱中症対策・体制強化の依頼（事務連絡）

都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、関係府省庁連名事務連絡の内容を踏まえ、熱中症対策関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼済み。

◆ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員への協力依頼（メール周知）

NPO等から構成される「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」※宛てに、関連団体・関連民間事業者宛て事務連絡の内容を周知し、熱中症対策への御理解・御協力を依頼済み。

(※)孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として設立。

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体等で構成され、会員数は697団体（令和8年6月1日時点）



【孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム】
ウェブサイト

<参考> 孤独・孤立対策重点計画

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき決定した「孤独・孤立対策重点計画※」において、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進」を盛り込んでいる。

※令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和8年7月10日一部改定

内閣府孤独・孤立対策推進室における取組について

◆ 都道府県及び市町村への熱中症対策・体制強化の依頼（事務連絡）

事務連絡

令和8年4月17日

各〔都道府県
市区町村〕孤独・孤立対策担当 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室

令和8年度における熱中症対策について（周知及び依頼）

平素より孤独・孤立対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、各都道府県熱中症予防対策担当部局宛てに、別添のとおり事務連絡を発出しておりますので、御了知いただくとともに、同事務連絡中の「記2」の趣旨を踏まえ、熱中症予防対策担当部局等関係部局と主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

2. 地方公共団体における熱中症対策の実施について

熱中症対策は、熱中症予防行動についての住民への呼びかけや、極端な高温状況の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけが極めて重要であることから、地方公共団体をはじめ地域の関係主体の取組・関与が不可欠であり、熱中症対策実行計画において、地方公共団体の基本的役割を定めています（熱中症対策実行計画第1章3（2）「地方公共団体の基本的役割」参照。【参考2】）。各都道府県におかれましては、地域の実情に即した熱中症対策を一層推進していただけますよう、よろしくお願いいたします。

加えて、熱中症対策に関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場等多岐にわたることから、地方公共団体の関係部局及び地域の関係主体等が連携して対策を進めていくことが重要です。「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和6年2月28日環保安発第2402282号

環境省大臣官房環境保健部長通知。【参考1】）においても記載しているとおり、地方公共団体において、各地域の実情に即した熱中症対策を強化するために、当該地方公共団体の関係部局のみならず、あらゆる関係主体がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対応の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いします。

なお、独立行政法人環境再生保全機構は、地域における熱中症対策の推進に向け、様々な支援を行っており、地方公共団体等からの熱中症対策に関する御相談をメールにて受け付けています。必要に応じて御活用ください【参考4】。

こども家庭庁の主な取組

・「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の発行

・「みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！」

[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho -](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho-)

「こどもの不慮の事故を防ぐための啓発資料等リンク集」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/link-collection ->

のウェブサイト公開

・「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」の事務連絡発出

こどもの熱中症

0歳以上

こどもは背が低く、大人より高温の環境下にさらされています。また、熱中症の異変に気づきにくく、体の不調を訴えることや服などで暑さの調節をうまくできないこともあり、注意が必要です。

【注意ポイント】

- 暑さ指数などの熱中症予防のための情報を活用しましょう。
- こまめに休憩をとらせたり、水分の補給や通気性の良い服装や帽子の着用をすすめましょう。
- 汗のかき方、体温、顔色や泣き方などを気にかける、声をかけるなどにより、こどもの状況を確認しましょう。

こちらをご覧ください▶



みんなで見守り
「こどもの熱中症」を
防ぎましょう！

「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」より

教育・保育施設等における熱中症事故の防止を注意喚起

令和8年5月28日に、事務連絡「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」を発出し、熱中症事故防止対策について注意喚起した。

1 送迎用バス等での置き去り事故の絶無

関係府省令等により義務化された送迎用バスへの安全装置の装備や点呼等による所在確認の徹底を呼び掛け。

2 熱中症の予防対策

(1) 環境の整備等

適切な環境の整備等を行うに当たっての留意点について記載。

- ・暑くなる前から暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を適切に取り入れること。
- ・身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、活動前に適切な水分補給を行うこと。 など

(2) 各種活動実施に関する判断

暑熱環境における各種活動の中止を想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、危機管理マニュアルなどにおいてあらかじめ具体的に定め、職員間で共通認識としておくことや暑さ指数の活用について記載。

(3) こどもに対する声掛け

こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるように、発達段階に応じた適切な促しについて記載。

- ・帽子を着用するなどして日差しを遮ること、通気性の良い服を着用すること。
- ・体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに職員に伝えること（発達段階等によって、伝え方が様々であることに留意すること）。 など

学校における熱中症事故の防止について

文部科学省では、熱中症事故の防止のため、毎年、暑くなり始める前の時期や暑さの厳しい盛夏に注意喚起を実施。
(令和8年度は5月8日に1回目の通知を发出)

○ 学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)(令和8年5月8日 8教参学第1号)より一部要約

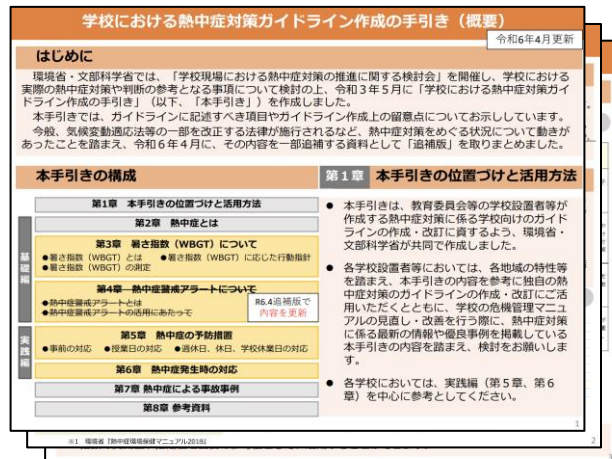
令和8年の夏は全国的に気温が高いと予想されています。

児童生徒等の健康被害を防ぐため、

- 教職員や部活動の指導者等で熱中症事故防止の共通認識を図ること
- それほど気温の高くない(25～30℃)時期から適切な措置を講ずること
- 活動実施について活動場所の暑さ指数に基づいて判断すること
- 熱中症事故防止に関して児童生徒等へ適切に指導を行うこと 等をお願いします。

令和3年5月、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成等に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を環境省とともに作成し、周知。(令和6年4月追補版を取りまとめ)

○ 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(概要)(令和6年4月更新)



気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったことを踏まえて、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の追補版を作成。

学校設置者等が作成する熱中症対策に係る
学校向けのガイドラインの作成・改訂とともに、
熱中症対策を盛り込んだ各学校における
「危機管理マニュアル」等の見直し・改善を
促進し、熱中症対策の推進を図る。



(参考)
文部科学省 学校安全ポータルサイト
熱中症・水難事故防止関連情報
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatliness/index.html>

現状・課題

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。しかし、学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、更なる設置促進が必要な状況である。

事業内容

学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

<対象学校種>

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>

1 / 2

<算定対象の範囲>

下限額 400万円

上限額 1.1億円（EHPの場合）、1.4億円（GHPの場合）

<対象期間>

令和15年度まで

<主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

<補助要件>

避難所に指定されている学校であること

断熱性が確保されること

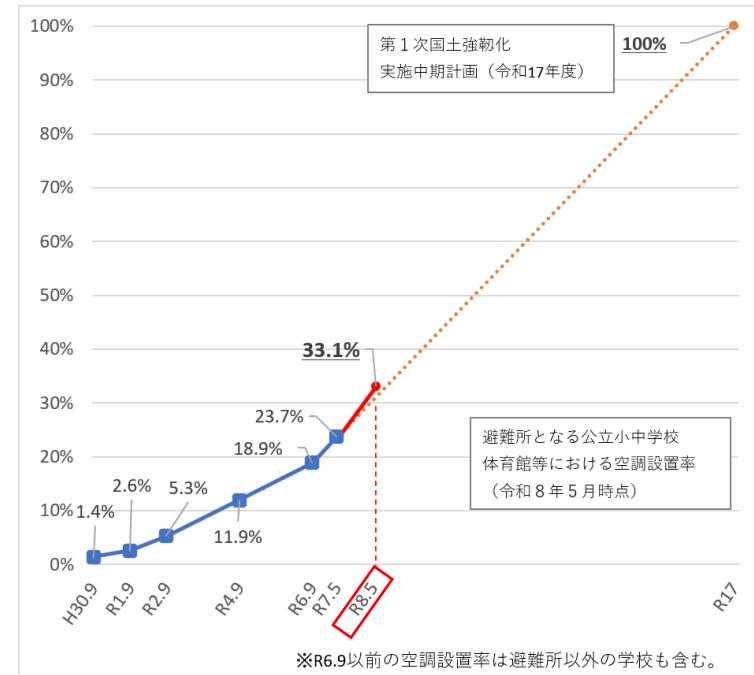
<地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

事業スキーム



公立小中学校施設における空調（冷房）設備の設置状況



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備



（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」

2026年1月策定



趣旨 目的

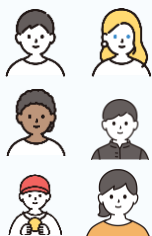
- 運動・スポーツに関わる組織や個人が、科学的知見に基づき、常に必要な知見を更新して、自身が行なっている安全対策の評価・改善を図っていくことを支援するため、**共通して必要となる事故防止対策や暴力・ハラスメント防止対策**をとりまとめたもの。
- すべての対策の実施を求めるものではなく（関係者の責任を問うものでもない）、各自の状況に応じて可能な範囲での取組を推奨**するもの。



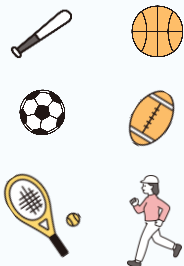
対象・構成

ガイドラインの対象とする運動・スポーツ

ガイドラインは、対象を**特定の属性、スポーツ等に限定せず幅広く運動・スポーツ全般を対象**とする。



年齢・性別・国籍・
障害の有無
レベルを問わず対象



特定の運動・スポーツに
限定せず対象

ガイドラインの構成（5分冊で構成）

ガイドラインは、全ての関係者が運動・スポーツの現場でそのまま活用できるよう
以下の5分冊にして取りまとめた。

① 運動・スポーツを実施する個人向け

② 運動・スポーツの指導者向け

- 対象
- ・ ナショナルチームの指導者
 - ・ プロリーグの指導者
 - ・ 実業団の指導者
 - ・ 運動部・サークル活動の指導者
 - ・ スポーツ少年団の指導者
 - ・ 地域クラブ活動の指導者
 - ・ 民間スポーツジム・クラブの指導者
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの指導者
 - ・ 市民向け健康教室の指導者 など

③ 運動・スポーツに関する大会・イベント等の主催者向け

対象

- ・ 国際競技大会
- ・ トップリーグの試合
- ・ 学生や社会人の競技大会
- ・ 市民向けイベント
- ・ 学校の体育祭・運動会 など

④ 運動・スポーツ活動の運営者向け

対象

- ・ ナショナルチーム
- ・ プロリーグ
- ・ 実業団
- ・ 運動部・サークル活動
- ・ スポーツ少年団
- ・ 地域クラブ活動
- ・ 民間スポーツジム・クラブ
- ・ 総合型地域スポーツクラブ
- ・ 市民向け運動教室 など

⑤ 運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者向け

対象

- ・ スタジアム・アリーナ
- ・ 民間運動・スポーツ施設
- ・ 公共運動・スポーツ施設
- ・ 大学等の運動・スポーツ施設
- ・ 学校体育施設
- ・ 各種公園等
- ・ 商業施設の運動・スポーツ施設 など



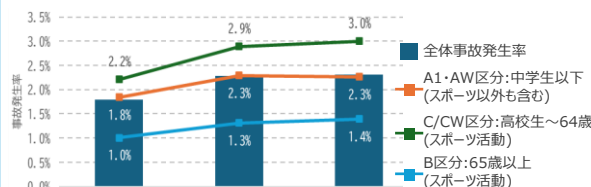
運動・スポーツ事故の現状

学校等の児童・生徒等を対象とする災害共済給付及び団体によるスポーツ活動を対象とするスポーツ安全保険の給付データによれば多くの事故が発生している状況。

■ 令和5年度におけるスポーツ中の事故の発生件数

	負傷件数	後遺障害件数	死亡件数
災害共済給付	447,936件	184件	6件
スポーツ安全保険	174,905件	390件	17件

スポーツ安全保険の加入者における事故の発生率（加入者数に対する給付件数の割合）は過去3年間で見ると事故発生率は年々上昇する傾向。



日本スポーツ協会の「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」に寄せられた相談件数は、年々増加する傾向。

■ 年度別相談件数推移(2024年度末現在)



ガイドラインからの抜粋（熱中症対策関係）

個人向け

指導者向け

- ・熱中症については、近年の気温の上昇によって救急搬送件数が増加していることから、特に留意が必要です。
- ・暑い季節においても、適切な熱中症対策を講じながら運動・スポーツを継続して実施することは重要であり、熱中症を防ぐため、以下の点を重点的に取り組みましょう。

- ①暑熱順化：暑熱ストレスが高くない時期から無理のない範囲で積極的に汗をかき、徐々に暑熱順化を行いましょ
- ②十分な休養・栄養：適度な休養と栄養摂取を特に意識して行動に移しましょ
- ③水分・塩分補給及び身体冷却：適時・適切な水分・塩分補給を行うとともに、多様かつ効果的な身体冷却を行いましょ
- ④涼しい環境の確保：エアコンがある屋内、屋根付き運動場など
- ⑤暑さ指数（WBGT）の確認と活動可否判断・活動方法の調整

熱中症予防運動指針

WBGT(℃)	湿球温度(℃)	乾球温度(℃)	(熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する)	
31	27	35	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は注意すべき。
28	24	31	厳重警戒(激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減、または中止
25	21	28	警戒(積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	注意(積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			ほぼ安全(適宜水分補給)	通常の熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するの注意

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

大会・イベント等の主催者向け

- 熱中症予防に配慮した大会・イベント等の開催時期、開催時間の設定
 - ・開催時期を変更することや、開催時間帯を暑くない時間帯にずらすなどの暑熱対策を講じた上で実施するようにしましょ
- WBGTに基づく大会・イベント等の運営ルールの設定（中止・延期基準等）
 - ・あらかじめ暑さ指数（WBGT）に基づいて中止や延期を判断するための基準及び判断方法を定めておきましょ
- 大会・イベント等における熱中症予防のための競技ルール設定
 - ・例えばプレー時間を短縮するなど、運動負荷を軽減するための競技ルールの見直しも検討しましょ
 - ・例えば競技中にクーリングタイムを設けるなどの対応も検討しましょ
- 大会・イベント等の開催場所・環境における熱中症予防対策
 - ・参加者に対して、効果的な水分・塩分補給や身体冷却の方法を周知するとともに、その実施を呼びかけましょ
 - ・参加者や審判、大会関係者、来場者などが水分・塩分補給や身体冷却ができる場所を用意する等の対策を講じましょ

（チェックリスト※からの抜粋）

※ガイドラインの内容を分かりやすくチェックリスト方式にまとめたもの

実施者
向け

運動・スポーツ中の事故防止対策
チェックリスト

熱中症の予防に取り組みましょ

☐暑さに体を慣らしていますか？
※暑熱ストレスが高くない時期から無理のない範囲で積極的に汗をかき、徐々に体を暑さに慣らしていきます

☐適度な休養・栄養は取っていますか？（熱中症予防にもつながります）

☐適時・適切に水分・塩分を補給していますか？
※以下のうち3つ以上に該当している場合は、水分の補給を積極的に行いましょ
1. 運動前後で体重が減っている 2. 濃い尿の色が続く 3. 喉の渇きを感じる

☐身体を冷やしていますか？
※アイスタオル、クーリングベスト、送風、扇風機、手のひら冷却などが効果的です
※アイススラッシュ（細かい氷の粒が液体に混ざった飲料）摂取も効果的です

☐暑さ指数（WBGT）を計って（確認）していますか？
※WBGT（暑さ指数）が31以上（気温35℃以上の場所）では、運動を原則中止しましょ
（運動が続けられるよう、エアコンがある屋内、屋根付き運動場などの涼しい場所を確保する、活動時間帯をずらすなどの工夫をしましょ）

指導者
向け

運動・スポーツ中の事故防止対策
チェックリスト

熱中症の予防に取り組みましょ

☐暑さに体を慣らしていますか？
※暑熱ストレスが高くない時期から無理のない範囲で積極的に汗をかき、徐々に体を暑さに慣らしていきます

☐適度な休養・栄養は取っていますか？（熱中症予防にもつながります）

☐適時・適切に水分・塩分を補給させていますか？
※以下のうち3つ以上に該当している場合は、水分の補給を積極的に行いましょ
1. 運動前後で体重が減っている 2. 濃い尿の色が続く 3. 喉の渇きを感じる

☐身体を冷やしていますか？
※アイスタオル、クーリングベスト、送風、扇風機、手のひら冷却などが効果的です
※アイススラッシュ（細かい氷の粒が液体に混ざった飲料）摂取も効果的です

☐暑さ指数（WBGT）を計って（確認）していますか？
※WBGT（暑さ指数）が31以上（気温35℃以上の場所）では、運動を原則中止しましょ
（運動が続けられるよう、エアコンがある屋内、屋根付き運動場などの涼しい場所を確保する、活動時間帯をずらすなどの工夫をしましょ）

大会・イベント等の
主催者
向け

運動・スポーツ中の事故防止対策
チェックリスト

熱中症予防対策

☐熱中症リスクを踏まえて開催時期や開催時間帯を設定していますか？

☐暑さ指数（WBGT）に基づく中止・延期の判断基準を決めていますか？
※暑さ指数（WBGT）に基づいて中止・延期を判断する基準・判断方法を決めておきましょ
大会・イベント開催場所は、大会で定められたWBGT値を参照し、開催地・天候により（開催地の熱中症予防情報サイト）で最新の暑さ指数を公表しており、参考にしましょ

☐プレー時間短縮やクーリングタイムの設定などの検討をしていますか？
※競技中に水分・塩分補給や身体冷却が行えるクーリングタイムの設定も熱中症予防に有効です
※熱中症予防の取組は、競技者だけでなく、審判員に対しても行いましょ

☐参加者に熱中症予防の呼びかけなどをしていますか？
※参加者に効果的な水分・塩分補給や身体冷却の方法を周知し、実施を呼びかけましょ
※必要に応じ、参加者や審判、大会関係者、来場者などが水分・塩分補給や身体冷却ができる場所を提供しましょ

熱中症の重篤化を防止するための改正労働安全衛生規則（令和 7 年） と令和 7 年の職場における熱中症の発生状況

改正概要

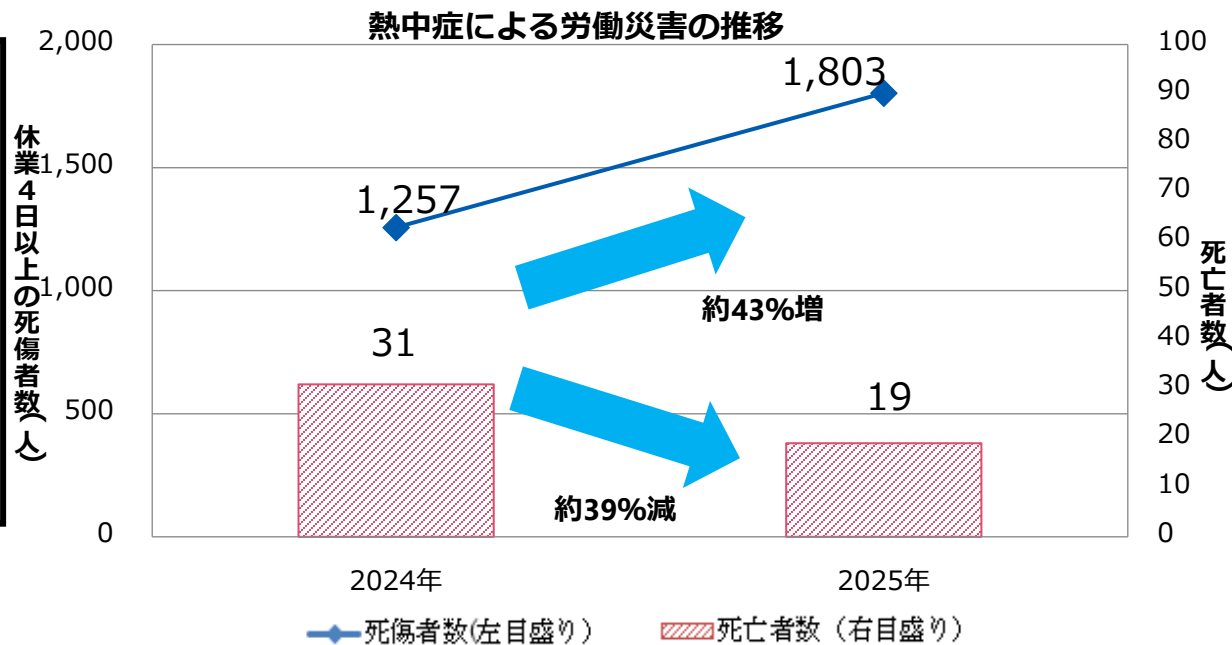
熱中症の**重篤化による死亡災害を防止**するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を義務付けたもの。（令和 7 年 6 月施行）

令和 7 年の熱中症の発生状況

令和 7 年における職場での熱中症による死傷者数は、1,803人と前年比約 4 割増、死亡者数は19人と約 4 割減。
令和 7 年 6～8 月の平均気温偏差が+2.36℃と統計開始以来最高となり、死傷者数増加の一因と推測。
改正省令により、**事業場における熱中症の重篤化防止対策が一段と進み、死亡者数の防止が一定程度図られた**と推測。

熱中症の予防策の推進

熱中症による死傷者数の抑制のため、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドライン（職場における熱中症防止のためのガイドライン）を策定（令和 8 年 3 月）し、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」（実施期間：令和 8 年 5 月 1 日から 9 月 30 日）の重点事項として周知している。



出典：労働者死傷病報告：厚生労働省
(死傷者数は休業 4 日以上、死傷者数には死亡者数を含む)

職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要



全文はこちら

第1 目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。

事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- ・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各種管理者等の選任と役割
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- WBGT値の低減
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
 - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- 作業時間の短縮等 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- ブレーキング 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却 透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

図表等

- 身体作業強度等に応じたWBGT基準値
- 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
 - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
 - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

6 異常時の措置

- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて

概要

令和8年4月1日付けで環境省及び厚生労働省連名の事務連絡を発出し、地域の福祉関係者等に対して、高齢者への熱中症予防行動の声かけ等の協力をお願いしている。

(事務連絡) 熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて (協力依頼) (抄) 令和8年4月1日

1. 高齢者の特性を踏まえた熱中症予防

一般的に高齢者は、以下の様に、熱中症になりやすい身体的特性があることが知られています。

＜高齢者が熱中症になりやすい理由＞

- ・「暑い」と感じにくくなる
- ・行動性体温調節が鈍る
- ・発汗量・皮膚血流量の増加が遅れる
- ・発汗量・皮膚血流量が減少する
- ・体内の水分量が減少する
- ・のどの渇きを感じにくくなる

実際に、総務省消防庁や厚生労働省の調査結果によると、熱中症による救急搬送者や死亡者の多くは、高齢者となっています。

これらを踏まえ、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、熱中症予防行動の呼びかけを行うことが重要です。

＜全ての方に対する熱中症予防行動の呼びかけの例＞

- ・こまめに水分・塩分補給をしましょう
- ・暑さ指数を確認しましょう
- ・適切にエアコンを使用しましょう
- ・周囲の方に見守り・声かけをしましょう

＜高齢者の特性を踏まえた熱中症予防行動の呼びかけの例＞

- ・のどが渇かなくても、早め早めに水分や塩分を補給しましょう
- ・高血圧症や糖尿病などの持病があり治療中の方は、水分や塩分の摂取に関してかかりつけ医や主治医と予め相談しましょう
- ・高齢者は、暑さを感じにくいいため、WBGT計や温湿度計などを用いて、室内温度を一定に保つようにしましょう
- ・エアコンを積極的に使用しましょう。その際、直接肌に風が当たらないようにしましょう
- ・日常的に運動している高齢者は発汗量が多いことが知られています。このため、無理のない範囲で、1日1回汗をかく運動を行うよう心がけましょう
- ・高齢者の世話をする周囲の人は、高齢者の体調（元気か、食欲はあるか、熱はないか、脇の下・口腔の乾燥具合）、具合（体重、血圧の変化、心拍数、体温）、環境（世話をする人がいない間の過ごし方、部屋の温度や湿度、風通し、換気、日当たり）のそれぞれが適しているかどうかを確認・サポートしましょう

2. 高齢者への見守り・声かけ等について

高齢者の世話をする方、家族に高齢者がいる方、その他一般の方、いずれについても、周囲にいる高齢者に対して、こまめに見守り・声かけ等を行っていただくようお願いします。

なお、政府・関係省庁では、それぞれ熱中症予防に資する様々なリーフレットなどを作成していますので、各関連団体・各関連事業者におかれましては、適宜、御活用ください。

(参考) 高齢者のための熱中症対策 リーフレット

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。節電にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに換気をしましょう。



さらに 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(1.2リットル)を目安に



コップ約6杯

- 1時間ごとにコップ1杯
- 入浴前後や起床後もまず水分・塩分補給を



※水分と塩分の摂取量はかかりつけ医の指示に従いましょう。

！ 高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

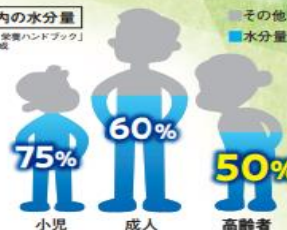
● 東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年度)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

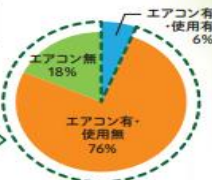
屋内での死亡者のうち 約9割は
エアコンを使用していなかった

体内の水分量
「熱中・脱水ハンドブック」より作成



エアコン設置有無・使用状況別

■ エアコン有・使用有
■ エアコン有・使用無
■ エアコン無



☑ 予防法ができているかをチェックしましょう



環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! >> <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っています。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

環境省
Ministry of the Environment

2023年5月版

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

- スマート農業技術や農業サービス事業者等を活用した生産方式(ホワイト生産方式)への転換と、農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動を併せて推進する施策を「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」としてとりまとめ、関係機関を挙げて強力に推進。
- この中で、例えば、新設した「夏の熱中症等対策声かけ期間」では、農業高校など有志の団体・個人の協力を得て、ひとり農作業の対策の徹底などについて声かけや見回り活動を行う全国的な運動を展開中。

熱中症等の回避に向けた安全意識の向上

○夏の熱中症等対策声かけ期間の新設

特にリスクが高い7～9月を新たに「夏の熱中症等対策声かけ期間」として設定し、関係機関を挙げて、各種メディアも活用した声かけ運動を展開。

また、同期間に、地域の農業者に対して声かけや見回り活動を行う有志を「熱中症等対策声かけ隊」として募集し、7月26日時点で88の団体・個人が参加。



○研修の強化(熱中症等対策研修強化期間の前倒し)

より多くの農業者に早い段階から熱中症への注意を促すため、熱中症対策研修強化期間を1か月前倒し(4～6月)。

この中で、熱中症や夏季の農作業事故の回避策をお伝えするとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性を啓発。



熱中症等のリスクを低減する生産方式 ホワイト生産方式への転換

○スマート農業技術の導入

自動化技術やIT技術の活用を通じて、省力化・軽労化。
(例)・水管理の遠隔操作や自動化
・生育予測システムによる業務量の平準化

【支援策】スマ転事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数



○農業支援サービスの活用

作業の外部化を通じ、農業者の高温暴露時間を軽減。
(例)・ドローンによる農薬・肥料散布作業の委託
・リモコン草刈機を有する事業者への作業委託

【支援策】サービス加速化事業(R7補正 156億円の内数)
R8当初 25億円の内数



○農作物の高温対策

農作物の高温対策を通じて、農業者の労働環境も改善。
(例)遮光資材、細霧冷房、天窓、ヒートポンプの活用

【支援策】グリーンな栽培体系転換(R7補正 40億円の内数)
R8当初 5.7億円の内数



省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】

※令和7年度補正予算額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- **（Ⅲ）設備単位型において、企業における高効率空調機の更新等を支援。**

（Ⅰ）工場・事業場型

- **工場・事業場全体で大幅な省エネを図る**取組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小） 1/3（大） 等
- 補助上限額：15億円 等

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。**

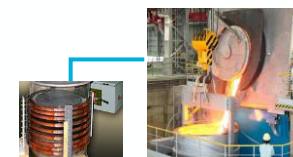
（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2 等
- 補助上限額：3億円 等

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ）設備単位型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3 等
- 補助上限額：1億円 等

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（Ⅳ）EMS型

- **EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入**を補助
- 補助率：1/2（中小） 1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



熱中症対策に関する取組

① 建設業における取組

適切な工期の設定、積算基準の整備

- 自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定するなど、建設工事の「工期に関する基準」の改正
- 直轄土木工事における熱中症対策費用として、ファン付き作業服など作業員に対する費用や、ミストファンなど設備の導入に要する費用を計上

【熱中症対策(例)】



(ファン付き作業服の着用)

熱中症対策等に係る取組支援・情報周知

【事例集・リーフレットの横展開による周知】

- 屋外で働く建設業従事者の労働環境の改善のため、建設現場における猛暑対策を支援する「猛暑対策サポートパッケージ」を策定。好事例の横展開として事例集もとまとめ

＜サポートパッケージの概要＞

- ・猛暑の時間帯等での作業を回避する取組
- ・猛暑下の人力作業を減らす工夫
- ・入札時の評価点で評価する取組
- ・猛暑対策に必要な経費等の確保に関する取組 等



(事例集)



(リーフレット)

- その他、建設現場での熱中症の発生・重篤化を防ぐ対策や、熱中症対策に係る法令の概要、直轄工事の支援内容等についてのリーフレットをHPに掲載

② まちづくりにおける取組

デジタルも活用した暑熱対策の検討の推進

- 猛暑の中でも安全・快適に外出できる都市環境を目指して、デジタル技術を活用し、日射や空気の対流、人口動態を踏まえた暑熱対策の検討や、官・民での計画策定・社会実験等を支援

【デジタル技術の活用(例)】



(温熱環境シミュレーション)

【社会実験(例)】



(販わいの創出や涼の確保に関する実験)

生活環境の向上に資する都市の暑熱対策

- グリーンインフラの活用による緑陰形成や、日よけ・ミスト等の設置による、まちなかでの暑さをしのぐクールスポットの創出など、暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して支援を実施するとともに、民間事業者の先進的な実証事業への支援や金融支援を通じ、暑熱対策を実施する取組を推進

【都市における暑熱対策(例)】



(緑陰)



(日よけと水路)



(植物・ミストの活用)

③ その他の取組

住宅・建築物の省エネ性能の向上、暑さへの気づきの呼びかけ、熱中症対策に係る注意喚起

- 税制特例、予算支援により、住宅・建築物における省エネ性能を向上させることで、光熱費が節約され、冷房を入れやすい暮らしにつなげるなど、脱炭素にも寄与する熱中症対策を推進
- 環境省と共同で「熱中症警戒アラート」を発表することや、最高気温が40℃以上の日を「酷暑日」と定めることで、暑さへの「気づき」を呼びかけ
- 梅雨明けの熱中症リスクの高い時期や盛夏における所管する業界団体・関係機関等、事業者への注意喚起